

町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

町田市介護保険給付費準備基金条例（平成12年3月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、町田市介護保険事業特別会計において生じた歳計剰余金の額に相当する額とし、毎年度町田市介護保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>	<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、町田市介護保険事業特別会計において生じた歳計剰余金の額及び<u>介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額</u>に相当する額とし、毎年度町田市介護保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。